㈣　懲戒の事由があったときから七年を経過したときは、司法書士又は司法書士法人に対する懲戒処分の手続を開始することができないこととした。（第五〇条の二関係）

4　権限の委任

司法書士法に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができることとした。（第七一条の二関係）

5　その他

その他所要の規定の整備をすることとした。

二　土地家屋調査士法の一部改正関係

1　土地家屋調査士の使命に関する規定の新設

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とすることを明らかにすることとした。（第一条関係）

2　社員が一人の土地家屋調査士法人の設立等の許容

㈠　土地家屋調査士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加することとした。（第三九条第一項関係）

㈡　社員が一人になったことを土地家屋調査士法人の解散事由とする規定を削ることとした。

㈢　土地家屋調査士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、土地家屋調査士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて土地家屋調査士法人を継続することができることとした。（第三九条の二関係）

3　懲戒手続に関する規定の見直し

㈠　土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改めることとした。（第四二条及び第四三条第一項関係）

㈡　懲戒処分の手続に付された土地家屋調査士法人は、清算が結了した後においても、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなすこととした。（第四三条第二項関係）

㈢　法務大臣は、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対して戒告の処分をしようとするときは、行政手続法第一三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならないこととした。（第四四条第三項関係）

㈣　懲戒の事由があったときから七年を経過したときは、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の手続を開始することができないこととした。（第四五条の二関係）

4　権限の委任

土地家屋調査士法に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができることとした。（第六六条の二関係）

5　その他

その他所要の規定の整備をすることとした。

三　附則

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第一〇条関係）

2　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――――――――――

**◇建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律**（法律第三〇号）（国土交通省）

一　建設業法の一部改正関係

1　許可基準の見直し

許可基準のうち経営業務の管理責任者としての経験を有する者等の配置要件を見直し、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることとした。（第七条関係）

2　許可を受けた地位の承継

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割については事前に、相続については建設業者の死亡後に、国土交通大臣等の認可を受けた場合には、建設業者としての地位を承継することとした。（第一七条の二及び第一七条の三関係）

3　請負契約における書面の記載事項の追加

契約の締結に際して、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容等を書面に記載し相互に交付しなければならないこととした。（第一九条関係）

4　著しく短い工期の禁止

㈠　建設工事の注文者は、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととした。（第一九条の五関係）

㈡　国土交通大臣等は、㈠に違反した建設工事の発注者に対して勧告できることとし、勧告に従わなかったときはその旨を公表できることとした。（第一九条の六関係）

5　工期等に影響を及ぼす事象に関する情報提供

注文者は、契約を締結するまでに、建設業者に対して、その発生のおそれがあると認めるときは、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を提供しなければならないこととした。（第二〇条の二関係）

6　下請代金の支払方法

元請負人は、下請代金の労務費相当分は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないこととした。（第二四条の三関係）

7　不利益な取扱いの禁止

元請負人は、その違反行為について下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第二四条の五関係）

8　建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上

建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととした。（第二五条の二七関係）

9　監理技術者の専任義務の緩和

工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととした。（第二六条関係）

10　主任技術者の配置義務の合理化

特定の専門工事につき、元請負人が工事現場に専任で置く主任技術者が、下請負人が置くべき主任技術者の職務を併せて行うことができることとし、この場合において、当該下請負人は、主任技術者の配置を要しないこととした。（第二六条の三関係）

11　技術検定制度の見直し

技術検定を第一次検定及び第二次検定に分け、それぞれの検定の合格者は政令で定める称号を称することができることとした。（第二七条関係）

12　建設業者団体の責務

建設業者団体は、災害が発生した場合において復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第二七条の四〇関係）

13　工期に関する基準の作成等

中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告できることとした。（第三四条関係）

14　標識の掲示義務の緩和

建設業者が工事現場に標識を掲げる義務について、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとした。（第四〇条関係）

15　建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等

㈠　国土交通大臣等は、建設業者等に指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材に起因するものであるときは、これを引き渡した建設資材製造業者等に対して適当な措置をとるべきことを勧告できることとした。（第四一条の二第一項関係）

㈡　国土交通大臣等は、勧告を受けた建設資材製造業者等が当該勧告に従わないときは、その旨を公表し、又は当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第四一条の二第二項及び第三項関係）